

事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度

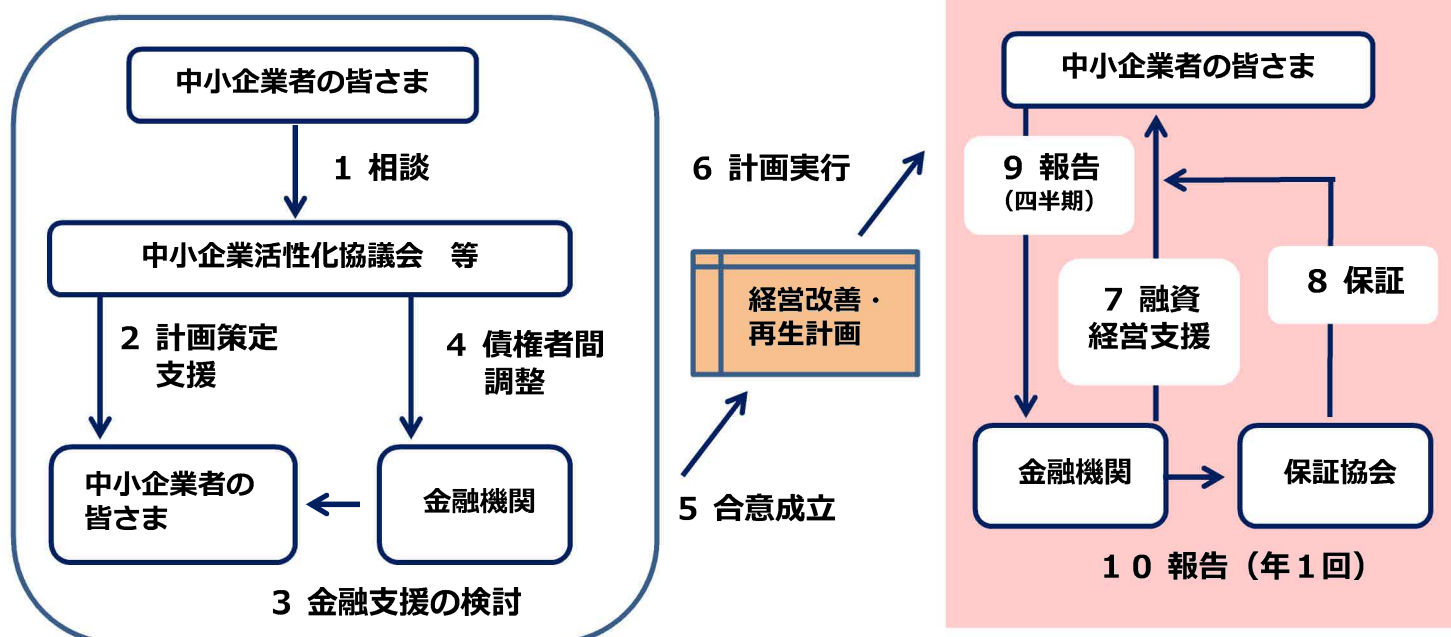
R7.3.14制定

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、借入が過大となり、また、物価高や人手不足等の影響により、厳しい状況に置かれている中小企業者の皆さまの早期経営改善や事業再生に向けた取り組みを後押しするため、信用保証料の負担を引き下げる全国統一の保証制度が創設されました。

【事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の主な特徴】

- 「中小企業活性化協議会」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき中小企業者の皆さまが経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、信用保証協会の保証付き融資で支援し、経営改善・事業再生の取り組みを後押しします。
- 中小企業者の皆さまには、経営改善・再生計画の実施状況を金融機関に対して報告（四半期毎）していただきます。金融機関では経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告をします。（年1回）
- 信用保証料を国が一部補助するため、中小企業者の皆さまのご負担は一律0.3%相当額となります。
※条件変更保証料は補助対象外です。
- 本制度の経営者保証免除対応を適用する場合には、連帯保証人を徴求しません。

制度スキーム



事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の概要

保証限度額	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 ※ 現行の経営改善サポート保証と同一枠です ※ 一般保証とは別枠になります
取扱期間	令和7年3月14日から令和8年3月31日までに 保証協会が保証申込み受付したもの
保証割合	責任共有保証（80%保証） ただし、100%保証とコロナ禍のSN5号を残高の範囲内での借換については100%保証
対象資金	事業再生の計画の実施に必要な資金
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内（据置期間は3年以内）
保証料率	0.3%（事業者の皆さまの実質負担） ※ 国による補助が0.5%～0.9% があるため
保証人	必要な場合がある。ただし、法人代表者以外は原則不要です ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は連帯保証人を徴求しません
担保	必要に応じて提供していただきます
貸付利率	金融機関所定
再生計画	以下のいずれかの計画（債権者間の合意がとれているもの）が必要です ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ② 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、一定の要件を満たすもの ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画



経営相談・保証制度のお問合せ先

本店営業部保証一課	TEL022-225-6421
本店営業部保証二課	TEL022-225-6422
仙台東支店	TEL022-783-9021
白石支店	TEL0224-25-2135
大崎支店	TEL0229-22-0722
石巻支店	TEL0225-22-4178
気仙沼支店	TEL0226-22-1972
経営支援部経営支援課	TEL022-225-5230

協会HP

